第

6 1 8 9

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2019年)平成31年 4月 26日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

## ◆ 決算賞与の未払計上

A: 賞与を未払計上する場合は、要件がありますので、注意してください。

## 【解説】

使用人に対する賞与の損金算入計上時期は、 原則として、その支給をした事業年度となって いますが、次の要件すべてを満たしている場合 には、その支給額を使用人に通知した事業年度 に計上してもよいこととされています。

- ①その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をしていること
- ②①の通知をした金額をその通知をしたすべての使用人に対し、その通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っていること
- ③その支給額につき、①の通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること ただし、この場合には、次の点に注意してくだ さい。
- ①通知した賞与は、支給日に使用人が在職していようといまいと支給しなければなりません。 ②通知は文書で行ってください。
- ③必ず1月以内に支払ってください。

なお、就業規則等で賞与の支給対象者は賞与 支給日に在職している者などと定めている場 合には、決算賞与が認められないことになり ますので、この点にも注意してください。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







